

奈良県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業七・四・一〇〇号三条線（三条工区）

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成十九年四月六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分 奈良市三条町、下三条町、油阪地方町及び今辻子町地内
- (二) 使用の部分 なし